

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

改正案	現行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百十号）</p> <p>（処分の通知の指定）</p> <p>第三条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分の通知は、次に掲げる処分の通知とする。</p> <p>一～三 （省略）</p> <p>四 別表第八号、<u>第一三三号</u>の二から第一六号まで、第一九号から第二四号まで、<u>第二八号</u>、<u>第三〇号</u>、<u>第三二号</u>又は第三四号から第三六号までに掲げる申請又は申告に対する許可又は承認の通知</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百十号）</p> <p>（処分の通知の指定）</p> <p>第三条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分の通知は、次に掲げる処分の通知とする。</p> <p>一～三 （省略）</p> <p>四 別表第八号、<u>第一四号</u>、<u>第一六号</u>、<u>第一九号</u>から第二四号まで、<u>第二八号</u>、<u>第三〇号</u>、<u>第三二号</u>又は第三四号から第三六号までに掲げる申請又は申告に対する許可又は承認の通知</p>

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)	
番号	手続
一〇 ~ 一	(省略)
一〇	関税法第十八条第一項ただし書(外国貿易船の入出港の簡易手続)の規定による入港届の提出
二 ~ 二	(省略)
二	関税法第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定による貨物の積卸の許可の申請(次号に掲げる申請に併せて行われるものに限る。)
三 ~ 三	(省略)
三	関税法第三十条第一項第一号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定による許可の申請
四	関税法第三十一条(見本の一時持出し)の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)
一五	関税法第三十一条(見本の一時持出し)の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)
一六 ~ 一六	(省略)
一六	関税法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の規定による申告
二 ~ 二	(省略)
二	関税法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の規定による申告
三 ~ 三	(省略)
三	(省略)
四 ~ 四	(省略)
四	(省略)

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)	
番号	手続
一〇 ~ 一	同上
二 ~ 二	同上
三 ~ 三	同上
四	関税法第三十一条(見本の一時持出し)の規定による許可の申請(海上運送貨物に係るものに限る。)
一五	削除
一六 ~ 一六	同上
一六	同上
二 ~ 二	同上
二	同上
三 ~ 三	同上
三	同上
四 ~ 四	同上
四	同上